

# 新型コロナウイルス感染症の影響で

収入が減ってしまったみなさまへ

介護保険料の減免が  
受けられます

※申請が必要になります

65歳以上の



## 厚労省が示した減免の対象者および減免額の算定

### 【対象となる方】

以下のいずれかに当てはまる方

- ① 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡、または重篤な傷病を負っている世帯に同居の65歳以上の高齢者。
- ② 65歳以上の高齢者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、主たる生計者の事業・給与収入等の減収が見込まれる方。  
【減収要件あり】

### 【保険料の減免額】

- ① 前年の合計所得金額が200万円以下・・・全額免除
- ② 前年の合計所得金額が200万円超・・・8割減免

### 【減免の対象となる保険料】

納付期限（特別徴収の場合は年金の支給日）が2020年2月1日から2021年3月31日までの保険料。

詳しくは、お住いの自治体にお問い合わせください